

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第1号)

平成20年6月9日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	平 野 龍 司 議員
3番	山 田 英 明 議員	4番	近 藤 郁 子 議員
5番	中 村 定 志 議員	6番	三 浦 桂 司 議員
7番	石 橋 敏 明 議員	8番	平 野 敬 祐 議員
9番	安 井 明 議員	10番	杉 浦 光 男 議員
11番	一 色 美 智 子 議員	12番	松 山 廣 見 議員
13番	前 山 美 恵 子 議員	14番	榊 原 杏 子 議員
15番	山 盛 左 千 江 議員	16番	堀 田 勝 司 議員
17番	坂 下 勝 保 議員	18番	矢 野 清 實 議員
19番	月 岡 修 一 議員	20番	石 川 清 康 議員
21番	村 山 金 敏 議員	22番	伊 藤 清 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	樋 口 克 紀 君
議事課長補佐 兼議事担当係長	成 田 宏 君	庶務担当係長	深 谷 義 己 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	青 木 三 芳 君	参 事	後 藤 学 君
企画部長	宮 田 恒 治 君	総務部長	山 本 末 富 君
市民部長	竹 原 寿 美 雄 君	健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君
経済建設部長	山 崎 力 君	会計管理者	佐 藤 政 光 君
消 防 長	近 藤 和 則 君	教育部長	野 田 誠 君
市民部次長 兼環境課長	柴 田 二 三 夫 君	健康福祉部次長 兼高齢者福祉課長	畑 中 則 雄 君

健康福祉部次長 兼保険年金課長	神谷 巳代志 君	経済建設部次長	前野 宏光 君
経済建設部次長 兼都市計画課長	三治 金行 君	総務課長	荒川 恭一 君
代表監査委員	古橋 洋一 君	監査委員事務局長	高橋 芳行 君

5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 議席の一部変更について
- (4) 諸報告
- (5) 報告第6号 平成19年度豊明市土地開発公社決算並びに平成20年度豊明市土地開発公社事業計画及び予算の報告について
報告第7号 豊明市国民保護計画の変更の報告について
- (6) 推薦第1号 農業委員会の委員となるべき者の推薦について
- (7) 議案上程・提案説明・討論・採決
議案第35号 教育委員会委員の任命について
議案第36号 教育委員会委員の任命について
- (8) 議案上程・提案説明
議案第37号 市道の路線廃止について
議案第38号 市道の路線認定について
議案第39号 豊明市税条例の一部改正について
議案第40号 豊明市都市計画法税条例の一部改正について
議案第41号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第42号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第43号 豊明市土地開発公社定款の一部改正について
議案第44号 平成20年度豊明市一般会計補正予算(第1号)について
議案第45号 平成20年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 議席の一部変更について

- (4) 諸報告
- (5) 報告第6号及び報告第7号
- (6) 推薦第1号
- (7) 議案上程・提案説明・討論・採決
議案第35号及び議案第36号
- (8) 議案上程・提案説明
議案第37号から議案第45号まで
- (9) 議員派遣の件

午前10時開会

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成20年第2回定例会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員22名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年豊明市議会第2回定例会を開会いたします。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.3 ○市長(相羽英勝君)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名をいただきましたので、第2回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

最初に、昨日、一昨日、桶狭間古戦場まつりにおいて、議員各位の皆さんのご理解、ご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。

おかげさまで天候にも恵まれて、成功裏に終えることができました。関係各位に心から厚く感謝を申し上げる次第であります。

さて、皆様もご承知のとおり、5月の12日に発生をいたしました中国の四川省の大地震、死者が6万9,200名以上、うち児童生徒の死亡が6,500名というような報道がされております。

また、この地震によって学校が集中的に倒壊をしたことが指摘をされて、大きな社会問題になっていることも事実でございます。

そこで、本年度予算では本市の教育施設の耐震化対策を積極的に進めさせていただくため、議員の皆さんに特段のご理解をいただき、現在、対策を進めさせていただいている

ところでありますけれども、このような地震を踏まえ、政府も急遽、教育施設の耐震化に対する補助の拡大を示唆されているところでありまして、この状況を踏まえまして、本市も教育施設の耐震化について、さらに前倒しが可能かどうかという検討を過日、関連部門に検討調整をするように指示させていただきました。したがって、今後とも議員各位のご提言、ご理解をお願いするところでございます。

さて、本定例会にご提案をさせていただいております案件は、補正予算ほか 14 件でございます。いずれも重要案件でございますので、十分ご審議を賜りまして、全案件ともご承認をいただきますようお願いを申し上げて、あいさつとさせていただきます。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

本定例会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

石川清康議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(石川清康議員)

おはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審議結果についてご報告を申し上げます。

今期定例会の運営について、去る6月3日に委員会を開催し協議をいたしましたが、その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせしてありますので、主な事項についてのみご報告をいたします。

初めに、今期定例会の会議日程につきましては、お手元に配付されておりますとおり、本日から6月27日までの19日間とし、一般質問につきましては、10名の議員より通告がありましたので、6月10日から6月12日までの3日間を質問日に当てることとし、6月10日及び6月11日にそれぞれ4名の質問を行い、続いて6月12日に2名の質問を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてであります。推薦第1号及び議案第35号、議案第36号の3件につきましては、いずれも人事案件でありますので、本日、即決することとし、議案第37号から議案第45号までは所管の各常任委員会に付託することといたしました。

また、陳情等につきましては、お手元に配付されておりますとおり、陳情第1号は総務文教常任委員会に付託し、その他については参考配付といたしました。

なお、お手元に配付されております議員派遣の件につきましては、本日の予定議事の終了後に日程に追加することといたしました。

最後に、討論の通告期限につきましては、6月26日の正午まででありますので、お間違

いのないようご留意を願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第81条の規定により、7番 三浦桂司議員と14番 一色美智子議員を指名いたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月27日までの19日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月27日までの19日間と決定いたしました。

日程3、議席の一部変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました議席変更表のとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.8 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしました議席変更表のとおり、議席の一部を変更することに決しました。

ただいま議席が変更されました議員の方は、直ちに新議席にご着席を願います。

(新議席に着席)

No.9 ○議長(堀田勝司議員)

日程4、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.10 ○代表監査委員(古橋洋一君)

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成20年1月から同年3月の各月末日現在の出納保管の状況を平成20年2月26日、3月28日、4月24日にそれぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査したものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていると認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定例監査等を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、市民課、土木課、消防総務課及び消防署を2月に、総務課を3月に監査したものでございます。

監査の結果につきましては、2月に実施しました市民課においては、戸籍ブックレスシステム機器等借り上げにおいて、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約をされているが、予定価格が豊明市契約規則第24条に定める額を超えていたため、今後は規定をよく把握した上で、適正な契約手続をされるよう留意されたいという件。

土木課においては、コピー代収入において、調定行為をする時期が適切でないので、今後留意されたい。また、収納状況の確認を確実にされたいという件。

消防総務課及び消防署においては、消防OAシステム賃貸借契約において、契約保証金を免除されているが、その根拠が不明確であるので、契約書に明示されるよう留意されたいという件でございます。

そして、3月に実施しました総務課においては、丁合機保守委託契約において、契約書に添付書類の不備が見受けられましたので、留意されたいという件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたものでございます。

その他につきましては、総体的に適切な処理がされていると認めたものであります。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細については、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

以上でございます。

No.11 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今期定例会の告示日までに受理した陳情等について報告をいたします。

お手元に配付いたしました陳情付託表のとおり、陳情第1号は総務文教常任委員会に付託し、その他については参考配付といたします。

以上で諸報告を終わります。

日程5、報告第6号及び報告第7号を一括議題といたします。

初めに、報告第6号について理事者の報告を求めます。

荒川総務課長。

No.12 ○総務課長(荒川恭一君)

それでは、報告第6号 平成19年度豊明市土地開発公社決算並びに平成20年度豊明市土地開発公社事業計画及び予算の報告につきましてご説明を申し上げます。

これは、地方自治法第243条の3第2項の規定により、土地開発公社に係る経営状況に関する事項をご報告するものでございます。

まず、決算のほうからご説明いたします。資料2ページ、3ページをお願いいたします。

まず、総括事項としまして、平成19年度の取得事業はございませんでした。

処分事業は、用地売却原価2億2,543万4,930円で、面積1,624.76平方メートルを豊明市へ売却処分いたしました。

その結果、平成19年度末の保有量は7億8,448万5,896円で、面積は5,223.80平方メートルとなりました。

次に、個別の事業内容につきましては、このページと19ページの参考資料に示してございますが、19ページのほうでご説明をいたします。

処分事業としましては、都市計画道路用地で、桜ヶ丘沓掛線用地として栄町内山地内の527.05平方メートルを、1億2万3,261円にて市へ売却処分いたしました。

次に、大脇館線用地として栄町南館地内の107.78平方メートルを、4,748万4,050円にて市へ売却処分をいたしました。

次に、道路用地で、間米41号線用地として間米町廻渡地内外の281平方メートルを、1,298万9,566円にて市へ売却処分いたしました。

次に、公園用地で、二村山緑地用地として沓掛町峠前地内の708.93平方メートルを6,493万8,053円にて市へ売却処分をいたしました。

次に、3ページにお戻りいただきたいと思えます。役員会に関する事項であります。

昨年5月、9月、本年3月に、計8件の案件をご審議いただきました。

なお、今、ご報告申し上げます平成19年度決算につきましては、4月21日に監事による監査を経まして、5月9日の理事会において承認・認定をいただいておりますので、

あわせてご報告をいたします。

続きまして、4ページをお願いいたします。

平成19年度豊明市土地開発公社の決算状況報告書についてご説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出の部でありますけれども、これは公社の単年度の経常的な事業活動をあらわしたものでございます。

まず、収入の部ですが、目のところをごらんいただきますと、公有用地売却収益は、先ほど説明いたしました市への処分に係る売却益で、2億2,543万4,930円であります。そして受取利息は、金融機関からの預金利息として10万5,788円。締めて収益的収入の合計といたしまして、執行額は2億2,554万718円となりました。

続いて、支出の部ですが、同じく目の公有用地の売却原価として、売却収益と同額の2億2,543万4,930円。そして人件費として、議員理事の報酬が3万6,000円でした。経費につきましては、需用費のうち消耗品として理事長変更に伴うゴム印1,400円。公租公課として法人の市県民税の計7万円を執行し、収益的支出の合計といたしまして、執行額は2億2,554万2,330円となりました。

続きまして、5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の部であります。これは取得した土地についてあらわしてごさいます。

まず、収入ですが、1目 借入金は、執行額789万6,749円であり、2目 借入金(繰越)は、18年度から19年度に繰り越した額7,667万9,558円を執行いたしました。資本的収入の合計は8,457万6,307円となりました。

また、繰り越しにつきましては、大脇館線用地取得事業のうち、18年度に契約いたしましたが、最終的な引き渡しが19年度となり、18年度から19年度に繰り越されたものでございます。

次に、資本的支出としまして、1項の公有地取得事業の5目 支払利息は、四半期ごとに借入金の手形を更新する際に、金融機関に支払う利息などでございますが、執行額は864万3,942円でした。

7目 用地費(繰越)は、先の説明により19年度に繰り越された額2,562万9,444円を執行し、8目 補償費(繰越)も、19年度に繰り越された額5,086万9,241円を執行いたしました。9目 委託料(繰越)も同様に18万873円を執行し、1項の公有地取得事業費の合計は8,532万3,500円となりました。

2項の償還金、1目 借入償還金は、金融機関からの借入金の償還金で、2億2,455万9,337円となりました。

以上、資本的支出の計は3億988万2,837円となりました。

なお、この資本的収入と支出の差、2億2,530万6,530円は、損益勘定留保資金で補てんいたしております。

次に、6ページの資金執行計算書であります。

今、説明いたしました予算執行の19年度中の現金収支をあらわしたものでございます。まず、受入資金の内訳は、事業収益、事業外収益、借入金、前年度繰越金とあり、その計は3億2,543万6,349円となっております。

一方、支払資金としまして、内訳は販売費及び一般管理費、公有地取得事業費、償還金がありまして、その計は3億999万237円となりました。

差し引きしまして1,544万6,112円は、翌年度へ繰り越してまいります。

続きまして、7ページをお願いいたします。

損益計算書ですが、これは19年度の損益をあらわすものであります。一番下をごらんいただきますと、平成19年度の損益は、純損失が1,612円となりました。

次に、8ページをお願いいたします。財産目録であります。

資産の部といたしまして、預金、基金と土地を合計いたしますと、8億993万2,008円となっております。

負債の部は、短期借入金と長期借入金があり、市内金融機関から7億8,410万8,696円を借り入れております。

未払金についてはございません。

続きまして、9ページは事業原価計算書であります。

これは、19年度末の公社の保有土地残高をあらわしてございます。

当年度の事業原価は支払利息のみで864万3,942円。前年度末の未処分用地は決算数値10億127万6,884円。当年度用地売却用地として2億2,543万4,930円。これを差し引きますと、一番下の19年度末の未処分用地として7億8,448万5,896円となりました。

次に、10ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。

資産の部には、流動資産と固定資産がありまして、合計として8億993万2,008円。

負債の部としましては、流動負債と固定負債とがありまして、合計7億8,410万8,696円となります。

資本の部としまして、資本金と準備金があり、合計いたしますと2,582万3,312円となります。

そして、一番下の負債と資本の合計額は8億993万2,008円となり、資産の合計と一致いたしております。

次に、11ページをお願いいたします。キャッシュ・フロー計算書であります。

これは現金、いわゆるキャッシュの増減を把握するためのものであります。

上から、Ⅰ 事業活動によるもの、Ⅱ 投資活動によるもの、Ⅲ 財務活動によるものがありまして、これらを合計する形で当期のキャッシュの増減をあらわしてございます。

その結果として、3カ月を超えない範囲で現金化できるものとして管理している残高としましては、一番下の19年度末のキャッシュ、いわゆる現金の残高は544万6,112円となっております。

続きまして、12 ページをお願いいたします。剰余金処分計算書であります。

土地開発公社定款第 25 条第 2 項によりまして、当年度に純損失を生じたので、前年度繰越剰余金から減額して整理するものであります。

当年度純損失であります 1,612 円を、前年度繰越剰余金 1,582 万 4,924 円から減額しまして、翌年度繰越剰余金の額としては 1,582 万 3,312 円となっております。

続いて、13 ページ以降につきましては、19 年度決算付属明細表についてでございます。

14 ページ、15 ページの公有用地明細表をごらんいただきますと、これは公社所有の土地が 19 年度中にどのような動きがあったかということを示してございます。

結果として 15 ページの合計欄、19 年度期末残高を見ていただきますと、保有高は 7 億 8,448 万 5,896 円。所有面積は 5,223.80 平方メートルとなっております、冒頭の総括事項で申し上げました数字と一致させてございます。

次に 16 ページ、長期借入金明細表であります。事業ごと及び借入日ごとに借入先をあらわしてございます。

市内金融機関 5 行より 7 億 3,808 万 7,789 円を借り入れております。

17 ページ、短期借入金明細表も同様に、市内金融機関より 4,602 万 907 円を借り入れしております。

次に 18 ページは、事業収益明細表及び事業原価明細表です。事業活動から生じる収益及び原価についてあらわしたものでございます。

その下の資本金明細表につきましては、出資団体別に出資金をあらわすもので、豊明市から 1,000 万円の出資があることを示しております。

以上で平成 19 年度豊明市土地開発公社の収支決算についての説明を終わります。

続きまして、20 ページ以降の平成 20 年度事業計画及び収支予算書をご説明申し上げます。

初めに、事業計画であります、取得事業については該当はございませんでした。

処分につきましては、都市計画道路用地 467.24 平方メートル、道路用地 363.06 平方メートル、公園用地 1,189 平方メートルで、合計 2,019.30 平方メートルを予定いたしております。

この明細につきましては、30 ページの参考資料をごらんいただきますと、桜ヶ丘沓掛線 58.28 平方メートル、大脇館線 408.96 平方メートル、間米 41 号線 272 平方メートル、栄 311 号線 91.06 平方メートル、公園用地の大原公園 1,189 平方メートルとなっております。

それでは、22 ページへお戻りいただきまして、平成 20 年度収支予算でございます。

まず、収益的収入及び支出ですが、収入の第 1 款 事業収益の第 1 項 公有地取得事業収益につきましては、先ほどの事業計画で処分して得られる収益 2 億 4,022 万 7,000 円を計上してございます。

事業外収益につきましては、受取利息 13 万 2,000 円、雑収益 1,000 円を合わせまして、13 万 3,000 円が計上してあります。

収入合計は2億 4,036 万円を計上いたしております。

一方、支出の第1款 事業原価、第1項 公有地取得事業原価につきましては、先ほどの事業計画で処分する2億 4,022 万 7,000 円を計上してございます。

第2款 販売費及び一般管理費については 12 万 8,000 円を、第3款 予備費については 5,000 円を計上し、支出合計としまして2億 4,036 万円となっております。

次に、23 ページは資本的収入及び支出についてであります。収入の第1款 資本的収入の第1項 借入金につきましては、取得事業はございませんが、現在保有している公有用地7億 8,400 万円余となりますが、その約 1.5%分を支払利息として見込み、1,000 万円を計上いたしております。

また、支出の第1款 資本的支出の第1項 公有地取得事業費につきましても、支払利息として必要な額 1,000 万円を計上いたしております。

また、第2項の償還金については、事業計画で処分して得られる収益2億 4,022 万 7,000 円を計上いたしております。

次に、24 ページから 26 ページまでにつきましては、ただいまご説明いたしました収支予算の執行計画及び資金計画であります。詳細のほうは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、27 ページの予定損益計算書をごらんください。

こちらは平成 20 年度の公社の損益をあらわすものでございますが、事業収益、事業原価、販売費及び一般管理費、事業外収益、いずれも収支予算と同額でございます。

一番下の欄、当年度純利益は 5,000 円を予定しております。

次に、28 ページをお願いいたします。

これは予定事業原価計算書であります。これは 20 年度末の公社の保有残高をあらわすものでございます。

前年度末未処分用地は7億 8,448 万 6,000 円、当年度用地売却原価は2億 4,022 万 7,000 円。それらを差し引きますと、一番下段の 20 年度末の未処分用地としまして、5億 5,425 万 9,000 円となる予定でございます。

次に、29 ページは予定貸借対照表ですが、資産の部といたしまして、流動資産、固定資産がありまして、資産合計として5億 7,971 万 1,000 円となります。

負債の部として、長期借入金が5億 5,388 万 2,000 円。

資本の部として、資本金と準備金がありまして、合計いたしますと 2,582 万 9,000 円となります。

そして、一番下の負債と資本の合計は5億 7,971 万 1,000 円となり、資産の合計と一致させております。

以上が 20 年度収支予算の説明でございます。

これで、報告第6号の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

No.13 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、報告第7号について理事者の報告を求めます。

竹原市民部長。

No.14 ○市民部長(竹原寿美雄君)

それでは、報告第7号 豊明市国民保護計画の変更の報告についてご説明を申し上げます。

この変更に係る報告は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項に準用される同条第6項の規定に基づき、豊明市国民保護計画の変更について、別添のとおり議会に報告させていただくものでございます。

内容についてご説明をいたしますので、1ページおめくりください。

平成19年3月に作成をいたしました豊明市国民保護計画について、次のとおり変更するものでございます。

変更については、いずれも組織の変更に伴うものでございます。

1として、第1編総論の第3章、ここは国民保護措置等の実施主体である関係機関の事務または業務の概要を示したところでありますが、ここの表の中において「大阪防衛施設局(名古屋防衛施設支局)」を、「近畿中部防衛局(東海防衛支局)」に改めます。

これは防衛施設庁が廃止され、防衛省の内部部局として改変されたことによるものでございます。

次に、郵政民営化による「日本郵政公社」を「郵便事業株式会社」に改正をいたします。

2として、第2編平素からの備えや予防第1章組織・体制の整備等のところで、各部・課における平素の業務を規定するところで、この表中の改正を行います。

これは本年4月、本市において機構改革がなされたことにより、情報システム課が新設され、防災安全課が市民部へ、保険年金課は健康福祉部へそれぞれ編入をされ、下水道課は都市計画課へ、文化会館は生涯学習課へそれぞれ統合されたことにより改正を行うものでございます。

最後3として、第2編平素からの備えや予防の第1章組織・体制の整備等の中で、市対策本部長が万一参集できない場合、市対策本部長の代替職員を規定するところがありますが、ここは地方自治法の改正により「収入役」が廃止されたことにより、「教育長」を「収入役」のかわりとして代替職員の第2順位とする改正であります。

以上、説明を終わります。

No.15 ○議長(堀田勝司議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.16 ○15番(山盛左千江議員)

まず、土地開発公社について質問いたします。

16 ページを見ますと、たくさんの借入の土地が示されておりますけれども、市が公社に土地を買うように命じるときには、5年以内で買い戻しをするという覚書を結ぶことになっております。

上のほうの表を見ますと、平成 14 年あるいは 15 年の早い時期に買ったものがたくさんありますが、こういったものについては、既に5年が経過していると思われま。

市は公社に対して当初の覚書を変更するように依頼したのでしょうか、まず1点、お伺いしたいと思います。

それから、覚書による買い戻しの期間延長によりまして、銀行との借り入れの契約に何か変更は起こるのでしょうか。

特に、金利などについて上がるようなことがあるのか、お聞きしたいと思います。

それからもう一つ、買い戻しの予定ですが、今の覚書を延長しなくてはならない5年以上経過したものについては、それ以外の、15年以降のものについては、市が買い戻しをするときに、予算書において債務負担行為、5年以内で買い戻しをすることを、予算書で約束をしているわけですが、こういった約束のあるものが終わってから、買い戻しをするというふうに考えていけばいいのでしょうか。

債務負担行為のないものについての買い戻しの予定について、お伺いしたいと思います。

それから、国民保護計画のほうもあわせて質問しないといけませんか。

では、そちらのほうもお伺いしたいと思います。

国民保護計画の今回の変更については、組織に関係することが4つあったと思います。

まず、大阪の防衛局施設が近畿中部防衛局に変わったのはいつでしょうか。その時期を説明いただきたいと思います。

それから、日本郵政公社が郵便事業株式会社になったのはいつでしょうか。

機構改革については、20年の4月から改変されましたが、議会はその前の平成19年12月議会で議決を経ておりますので、19年の12月にもう既に決定しているというふうに理解しております。

それから、4つ目の収入役ですが、これは私の覚えだと平成19年の7月に収入役という役職がなくなったと理解しておりますが、それで間違いなかったでしょうか。

それぞれについて変更のあった時期についてお答えいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

No.17 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

荒川総務課長。

No.18 ○総務課長(荒川恭一君)

それでは順次、ご答弁申し上げます。

まず、5年以内に買い戻しできなかったものについてはどうかということでございますが、市と協議いたしまして、覚書のほうの延長をしております。

それから、延長したものの金利はということでございますが、借り入れの延長といえますか、借りかえをいたします。

金利につきましては、その時々でございますが、現在、短プラにつきましては上昇気みでございますので、若干上がってくるのではないかと考えております。

それから、今後の買い戻しはどうかということでございますが、おっしゃるとおり、15年度以降につきましては、予算で債務負担行為をしております。

その後、その14年度について、じゃどうかということでございますが、公社のほうとしましては、15年度以降については債務負担行為に従って、その期間内での買い戻しはもちろんでございますが、14年度分のものにつきましても、1年でも早い買い戻しをということをお願いするところでございます。

以上でございます。

No.19 ○議長(堀田勝司議員)

竹原市民部長。

No.20 ○市民部長(竹原寿美雄君)

それでは、お答えします。

まず、大阪防衛施設局が近畿中部防衛局に改正されましたのは、平成19年9月1日でございます。

それから、郵政公社が郵便事業株式会社に改正されましたのは、19年10月1日であります。

それから、収入役が廃止されましたのは、自治法の改正は19年4月1日付で改正されましたが、経過措置により7月1日に廃止をされております。

以上です。

No.21 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.22 ○15番(山盛左千江議員)

国民保護法のほうを先に再質問をいたします。

国民保護法の協議会、国民保護協議会というものがあったと思いますが、その一番近い開催時期についてお答えいただきたいと思います。

それから、その国民保護協議会の開催はどのようなスパンでというか、開かれているのかも、あわせてお答えをいただきたいと思います。

それから、土地開発公社ですけれども、3ページの事業報告の(2)理事会のところですが、9月10日に事業計画の変更についてが議題に上がっております。この計画の変更というのはどういう変更だったのか、ご説明をいただきたいと思います。

この報告書を見る限りでは、そこで桜ヶ丘沓掛線を追加で買ったように思っているんですが、その追加で買う、補正を組んで買うときの事業を選ぶというか、どの土地を買い戻しするかを選ぶ何か優先順位のようなものを持っていらっしゃるのか、お答えいただきたいと思います。

以上です。

No.23 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

竹原市民部長。

No.24 ○市民部長(竹原寿美雄君)

国民保護協議会のほうのご質問についてお答えします。

まず、第1点目は、一番最近の会議につきましては、平成20年3月17日に開催をしております。

それから2点目のご質問、どのぐらいのスパンで会議が開催されているかということでございますが、これについては一定の期間では開催しておりません。お諮りをする議題が生じた都度、開催をするということで行っております。

以上です。

No.25 ○議長(堀田勝司議員)

荒川総務課長。

No.26 ○総務課長(荒川恭一君)

事業計画の変更ということでございますが、これにつきましては、桜ヶ丘沓掛線につきまして、市のほうの補正もございましたので、それに伴いまして買い戻しの面積の増ということでございます。

環境整備費がつくというようなことがございまして、補正がなされた。それに従っての開発公社での補正でございます。

以上でございます。

No.27 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.28 ○14番(榊原杏子議員)

では、6号についてですが、30ページの今年度、市が買い戻しをする予定の分ですけれども、このうち桜ヶ丘沓掛線については、まだ工事にかかれなことはよくわかっているんですが、大脇館線はすぐ工事がされる。

それで、この下の3つについてなんですが、特に間米41号線、栄311号線については、これで公社の抱えている分については、すべて市が買い戻すことになるわけですけれども、これらは工事の予定が今年度あって買い戻されるものなのか。それとも、単に債務負担の期限がきたからということで買い戻されるのか。

大原公園についても今年度、工事の予定があるのかないのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、公社が19年度末の段階で保有している土地が、面積でいいますと15ページになりますか、5,223平米の土地があるわけですけれども、この土地の草刈り等の維持管理費というのは、公社の保有する土地ですので、公社が支払う必要があるのではと思っておりますけれども、こういったものはどこに計上されているのか。どういう体制でやられているのかということをお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、報告7号のほう、国民保護計画のほうですけれども、協議会の開催スパンは議題が生じた都度というふうに、今おっしゃいましたが、先ほど山盛議員の質疑の中でもありましたように、これらの変更については、古いものでは収入役が変わったのは、もう大分前になりますけれども、こういった変更の必要があっても、会議が開かれたのは3月ということで、この計画については変更が生じた都度、協議会を招集して、その変更についてを諮るということを検討されなかったのかどうか。それほどの必要はないと感じておられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

No.29 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
荒川総務課長。

No.30 ○総務課長(荒川恭一君)

間米 41 号、栄 311 号、大原についてでございますが、間米それから栄 311 につきましては、15 年度取得分でございますので、先ほどから出ております債務負担の設定の最終年度ということで、買い戻していただいております。

大原公園につきましては、14、15 年度分の部分を買戻していただくということでございますが、その後の事業計画はということでございますが、事業計画につきましては把握と申しますか、承知しておりませんので、よろしく願いいたします。

それから、維持管理費についてということでございますが、維持管理のほうにつきましては、まあ草刈り程度かと思っておりますが、買収した事業課のほうで維持をしているということでございます。

以上でございます。

No.31 ○議長(堀田勝司議員)

竹原市民部長。

No.32 ○市民部長(竹原寿美雄君)

それでは、国民保護協議会のほうの変更の件についてお答えします。

この組織の変更の問題については、かねてから県と協議をしておりますが、県のほうから年間まとめて一括で行うように指導を受けています。そうした中で、適切な時期に処理をしているということでございます。

以上です。

No.33 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.34 ○14番(榊原杏子議員)

公社のほうですが、今年度買い戻しのもので、5年の期限がくるからということでしたけれども、土地を取得する時点で、5年以内の着工というのが予定をされていたから、取得をしたのではないのでしょうか。

遅れたということなのか、もともとないというか、まだ予定されていないということなのか。となると、草刈り等の維持管理は市のほうで行っているということでしたけれども、草刈り

の費用と金利等もかかってくるわけですので、公社で先行取得するということの意義とい
いますか、効果的に意義があらわれているのでしょうか。

No.35 ○議長(堀田勝司議員)

榊原議員に申し上げます。

開発公社の報告でありますので、その辺を留意して質問してください。

No.36 ○14番(榊原杏子議員)

なぜ、じゃ公社がこの土地に関しては先行取得をしたのか。5年以内に工事の予定もな
く、先行取得をしたのかということがおわかりになりましたら、お知らせいただきたいと思
います。

それから、草刈り等のほうは、事業課のほうで行っているということでしたけれども、公社
が保有している間は公社の土地でありますので、こういった維持管理費用は、公社のほう
で計上するべきと考えますが、いかがでしょうか。

それから、公社が保有している間の土地の有効活用等は、お考えになりましたでしょ
うか。お願いいたします。

No.37 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

荒川総務課長。

No.38 ○総務課長(荒川恭一君)

先行取得の意義がありやしやということでございますが、公社の設立目的が先行取得
ということで、市のほうから依頼がございまして、私どもの債務保証の20億の範囲内で買
い取っていく。その今言った買い取るときに、覚書あるいは予算で債務負担ということで
5年ということで、その期限を設定しているということでございます。

それから、草刈り等についてということでございますが、これはもう従前から所管、いわ
ゆる事業を所管しているところでやっていただいているということでございます。

それから、公社の土地を有効活用にということでございますが、その点につきましても、
もう5年という期間がございまして、特別活用のほうといえますか、利用はしておりませ
ん。

以上でございます。

No.39 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.40 ○13番(前山美恵子議員)

23 ページの予算のほうなんですけれども、収入と支出の予定額のところで、支出のほうの償還金が2億 4,000 万。これの財源に充てるのが留保資金ということで、これは確認なんですけれども、市のほうときちっと確約がされているものなんでしょうか。この点だけ、お聞かせください。

No.41 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

荒川総務課長。

No.42 ○総務課長(荒川恭一君)

これは市に買い取っていただく用地の原価になるものですから、買い戻しが出されれば、この資金は生まれるということでございます。

以上でございます。

No.43 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.44 ○15番(山盛左千江議員)

まず、16 ページのところなんですけれども、覚書の変更は市と協議して延長したということなんですけれども、延長期間は何年になっているのかをお答えいただきたいと思います。

それから、競馬場からの補助をいただいて、補正を組んで買い戻しをさせたということなんですけれども、その競馬場の補助をお願いするときに、どの事業を選ぶかというのは、何か優先順位のようなものがあるのか、お聞きしましたら答弁がございませんでしたので、再度よろしく願いいたします。

それから、公社が保有している土地の有効活用なんですけれども、工事の予定が立っていないと今、答弁がありました。とすると、持っていてももったいないので、わずかな間だけでも有効活用するという、そういった方針がもう何年も前に示されていたと思います。

こういったことを検討してないというのは、金利の点からももったいないことだと思いますけれども、そういったことを今後検討していくつもりがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、先ほど買い戻しをさせた土地の事業計画については、公社は承知していない

ということではありましたが、この報告第6号の、先ほど担当が読み上げられました地方自治法第243条の3第2項というのは、財産の状況の公表等という条文でありまして、長は出資法人の経営状況報告書を議会に提出しなければならないという条文になっております。

ということは、公社が報告しているのではなく、市が公社から報告を受けて、市が議会に報告をするというのが、この自治法の精神というか、考え方になっているわけです。

とすると、公社の立場でお答えになるのではなくて、公社から報告を受けた市が議会に対して説明するのでありますので、事業計画を承知していないのではなく、担当課のほうがかちっとこういう事業計画があるので公社に買い戻しを依頼した、あるいは覚書の依頼をしたというような答弁になるのが本来だというふうに思いますので、事業計画についても一度きちっとした説明をいただきたいと思います。

それから、維持管理費ですけれども、従前から公社の持っている土地を市が管理していたということですが、これは問題じゃないんですか。

一応、公社と市とは立場上は別組織でありますので、公社のものを市が管理することについて、これは間違いだと思いますが、その点について今後も含めてどのようにしていくのか。これまで市にやらせていたことについて、ご説明をいただきたいと思います。

それから、国民保護計画のほうですけれども、組織の変更は県から一括で行うように指導を受けているので、19年の7月1日、一番早いものについては収入役を廃止したけれども、3月の17日まで協議会は開かずにいたということでもあります。

法律とかいろんなことが変わって、計画を変更したり、条例を変更したりすることは、たくさん生じてまいります。先の5月の臨時議会の中でも、条例改正案の遅れが指摘されたところでありますけれども、何も3月17日まで待つ必要はなかったと思うんです。

今、説明がありましたように、いろいろばらつきはあるとしても、19年の12月議会終了後には、機構改革はもう既に議決を経ているわけですから、その後に速やかに協議会を開かれて、収入役も、大阪の防衛施設局から近畿に変わったことも、郵便株式会社が変わったことも、これらをあわせて協議会にかけられて、遅くとも3月議会に報告をされてもよかったのではないのでしょうか。

さらに申し上げれば、平成20年の3月17日に協議会を開かれたのですから、3月議会の最終日は3月24日でした。最終日に報告することも当然できたわけです。議会に対する報告を怠っている。速やかに計画を変更し議会に報告する。そういったところに、ここにおいても気の緩みがあるように思いますが、再度ご答弁をいただきたいと思います。

No.45 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

竹原市民部長。

No.46 ○市民部長(竹原寿美雄君)

今回の変更のご報告時期の問題のお尋ねをいただきました。

この国民保護計画の変更の手續につきましては、事前からいろいろな作業がございます。

まず、豊明市の国民保護協議会への諮問、答申を受ける前に、県に事前相談をかけます。県に事前相談をかけた後、市の国民保護協議会への諮問、答申をします。

そこで、変更された案につきましては今度、県知事への協議を諮ります。これは国民保護法第35条第8項が準用する同条第5項に基づく、法律に基づく行為でございます。県知事への協議をして、今度、この協議に基づいて変更案について異議がない旨の県知事からの回答を受けます。

これが県からの回答を受けますと、今度、市長が計画変更の決裁を行うということでございますので、議員のご指摘のように、報告の時期を遅く怠ったということではなく、所定の手續を経ながら今回ご報告を申し上げましたので、よろしく願いいたします。

No.47 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.48 ○経済建設部長(山崎 力君)

事業計画のことについてお尋ねをいただきましたので、お答えをしたいと思います。事業課のほうといたしましては当然、事業計画を立てまして、公社のほうに先行買収の依頼をするものでございますが、これは市の財政事情等もございますので、そういった財政計画のもとに事業を執行してまいりたいというふうを考えておりまして、事業課としてはできる限り早い時期に事業をしていきたいと思いますが、先ほど申し上げましたように財政計画にあわせた事業計画を執行してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、管理の問題が出ましたが、これは内部的に協議をさせていただきたいと思っております。

終わります。

No.49 ○議長(堀田勝司議員)

荒川総務課長。

No.50 ○総務課長(荒川恭一君)

それでは、覚書を何年延長したかということについてお答え申し上げます。

桜ヶ丘沓掛線に関しましては5年の延長、大原公園に関しましては3年の延長の覚書しております。

競馬場の環境整備に関しましては、財政のほうがより適切かと思しますので、そちらのほうでご答弁させていただきます。

No.51 ○議長(堀田勝司議員)

山本総務部長。

No.52 ○総務部長(山本末富君)

競馬場の環境整備の優先順位があるかというようなご質問でございますが、対象となります工事につきましては、すべて網羅して申請をいたします。その中で競馬場さんのほうがいろんな基準でもって判定をされます。

ですから、豊明市としては、一応キロメートルが、たしか3キロメートル以内の工事ということと、それから対象になるものをその中から選んでということではなくて、なるものはすべて一応申請の中へ網羅して申請をすると、そういう方向でございます。

以上でございます。

No.53 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.54 ○14番(榊原杏子議員)

今の優先順位という話なんです、16 ページの中に桜ヶ丘沓掛線の用地でもいろいろあるわけで、この中の債務負担がかかっていない平成 14 年度取得分の中から3つ補正で買われているわけなんですけれども、競馬場のほうで桜ヶ丘沓掛線のはよいということになったとしても、その中で公社が抱えている分というのはいろいろあるわけですので、筆が分かれているわけですので、例えばこの中で金利の高いものから選んでいくとか、価格との兼ね合いもあるのでしょうか、あるいは期限が次の年に期限が迫っているものから買うですか、そういう選択肢があったのではないのでしょうかということをお聞きしたいんです。

そういった意味で、今持っている土地の中で、この3つを選ばれた。それはどういう優先順位で選ばれたのかということをお聞きしたいので、お願いをしたいと思います。

それから、国民保護計画のほうですが、いろいろと手続があるというふうに言われましたが、内容的に、変更の内容が名称の変更なり、組織の変更なりということなので、こういったことに一番遅いものが 12 月議会で決まった機構改革による変更、それから可能な限り速やかに手続をして、それでも6月の議会にしか報告ができないということよろしいのでしょうか。

そうは思えないものですから、いろいろな手続があつて遅くなるのは結構ですけれども、

まあそういうことはあるかもしれませんが、できる限り急いでも3月、あるいは5月には不可能であると。それほど、この計画の変更というのは、速やかに動けないものであるのか。平素からの備えというものもありますのに、そういったものがそれだけ期間がかかってしまうものであるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

No.55 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

竹原市民部長。

No.56 ○市民部長(竹原寿美雄君)

最初にお答えしましたが、県からの指導は1年間まとめて変更しなさいということでもあります。

ということですので、3月に入ったころに、県へこの1年間の変更について事前に協議をするというものでありますので、3月から1年間分のものをまとめて作業に入ります。

具体的に日にちを申し上げますと、この3月に事前協議をしまして、先ほどお話がありましたとおり、市の国民保護協議会は3月17日に開催されました。県知事への協議は、その答申をもって4月23日にさせていただいております。その答申に基づく県からの回答は、5月に入って19日に回答を受けています。それを受けて、市長に5月23日に計画変更の決裁をいただきました。この5月23日をもって、今回の市議会のほうへご報告をさせていただくという作業スケジュールで行っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

No.57 ○議長(堀田勝司議員)

山本総務部長。

No.58 ○総務部長(山本末富君)

環境整備で内示が得られた額の中で、事業課と相談をしながらどの筆といいますか、どの年度のどれをということを協議しながら進めております。

以上でございます。

No.59 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.60 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、日程5を終わります。

日程6、推薦第1号を議題といたします。

事務局長をして説明させます。

神谷議会事務局長。

No.61 ○議会事務局長(神谷清貴君)

推薦第1号 農業委員会の委員となるべき者の推薦についてご説明いたします。

現在、議会より推薦されました3名の委員の方が、本年7月19日をもって任期満了となりますので、農業委員会等に関する法律第12条の規定により、新たに学識経験者として議会が3名の委員を推薦するものでございます。

以上でございます。

No.62 ○議長(堀田勝司議員)

お諮りいたします。本案については、3番 山田英明議員、7番 石橋敏明議員、17番 坂下勝保議員の3名の方を推薦することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

No.63 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議がありますので、本案については起立により採決を行います。

農業委員会の委員となるべき者として、3番 山田英明議員、7番 石橋敏明議員、17番 坂下勝保議員の3名の方を推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.64 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、農業委員会の委員となるべき者として、3番 山田英明議員、7番 石橋敏明議員、17番 坂下勝保議員の3名の方を推薦することに決しました。

これにて、日程6を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前11時11分休憩

午前11時21分再開

No.65 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程7、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。

初めに、議案第35号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。
相羽市長。

No.66 ○市長(相羽英勝君)

議案第 35 号の提案理由を説明させていただきます。
教育委員会委員の任命について。

平成 20 年 7 月 31 日に任期満了となりますので、現在の教育委員の再任をお願いするものであります。

記といたしまして、住所は豊明市二村台 7 丁目 35 番地 5、船曳愛子さん。生年月日は昭和 16 年 6 月 25 日生まれ。

この案を提出させていただきますのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要であるからであります。

船曳さんの略歴につきましては、次ページにもありますが、既に第 1 期、4 年間の教育委員会委員として実績もあり、また予防接種健康被害調査委員会委員や保健センター運営協議会委員などにも現在、就任をいただいております。

幅広い視野と高い見識をお持ちで、教育委員会委員としてふさわしい方だと思っておりますので、議員全員のご賛同をお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

No.67 ○議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.68 ○7番(石橋敏明議員)

議案第 35 号 教育委員会委員の任命について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど、市長から紹介がありましたように、船曳愛さんは平成 16 年、現教育委員会委員に任ぜられ、今回 2 期目となります。

二村台 7 丁目に在住で、私も古くから双峰小学校の PTA 関係でよく存じております。地域の信頼も厚く、人柄、教養ともに申し分なく、教育にも熱心で、また知識も豊富であり、当初、地域の人たちからは任命が遅過ぎるとの声もあったほどでした。

2 期目の任命についても、何ら遮る要因は全く見当たらず適任と考え、賛成といたします。

No.69 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 35 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.70 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 36 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

相羽市長。

No.71 ○市長(相羽英勝君)

議案第 36 号の提案理由の説明をさせていただきます。

現在、教育委員会委員の森田哲夫氏は、平成 20 年 7 月 31 日で任期が満了となりますので、下記の者を任命したいと思っております。

豊明市栄町南館 171 番地 4、山下徳治様。生年月日は昭和 39 年 2 月 15 日生まれ。

この案を提出しますのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからであります。

山下徳治氏の略歴につきましては、次ページのとおりであります。

館小学校の PTA 会長を始め、愛日小中学校 PTA 連絡協議会会長、愛知県小中学校 PTA 連絡協議会書記などの要職を既に歴任され、子どもたちの教育に大変熱心な活動をしておられます。

幅広い視野と高い見識のもと、教育委員会委員としてふさわしい方だと思っておりますので、議員全員のご賛同をお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

No.72 ○議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案も人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

安井 明議員。

No.73 ○9番(安井 明議員)

それでは、議案第 36 号 教育委員会委員の任命について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。

山下徳治氏については、お手元の略歴のとおり、平成 17 年4月から2カ年、豊明市立館小学校PTA会長を務められ、また平成 18 年度にあつては、豊明市立小中学校PTA連絡協議会会長、愛日小中学校PTA連絡協議会会長も歴任され、現在は館小学校評議員を務められており、本市を始め学校教育に深くかかわってこられました。

また、地域の少年野球の指導員としてスポーツ、文化の振興にも寄与され、教育委員会委員としてふさわしい知識と経験と見識も兼ね備えた人格者であり、保護者代表の教育委員会委員として最適任者であると考えます。

選任に際し、議員全員のご賛同をお願いするとともに、山下徳治氏には豊明市の教育、文化、スポーツの振興など、さらなる発展にご尽力賜りたく、期待するものであります。

最後になりましたが、任期満了で退任される森田哲夫氏におかれましては、豊明市の教育、文化、スポーツの振興に多大なご尽力を賜りましたことを感謝申し上げ、賛成討論といたします。

No.74 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 36 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.75 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程7を終わります。

日程8、議案上程・提案説明に入ります。

議案第 37 号から議案第 45 号までの9議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 37 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山崎経済建設部長。

No.76 ○経済建設部長(山崎 力君)

議案第 37 号についてご説明を申し上げます。

市道の路線廃止について。

道路法第 10 条第1項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり廃止するものでございます。

記といたしまして、路線番号 1081、路線名 間米4号。起終点でございますが、間米町爛坂 998 番地先。終点といたしまして、同じく 爛坂 1050 番地先でございます。

この案を提出させていただきますのは、愛知用土地改良区間米工区の換地処分に伴いまして、路線の起終点に変更が生じたものでございます。

1枚はねていただきたいと思えます。

附図に示してあるように、間米東交差点より少し東のところでございますが、この示してある区間を廃止するものでございます。

終わります。

No.77 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 38 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山崎経済建設部長。

No.78 ○経済建設部長(山崎 力君)

議案第 38 号についてご説明を申し上げます。

市道の路線認定について。

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を別紙のとおり認定するものでございます。

この案を提出させていただきますのは、市道として管理するために、新たに市道認定する必要が生じたためでございます。

1枚はねていただきたいと思えます。

路線番号 1617、間米 42 号。起終点は記載のとおりでございますので、ちょっと省かせていただきますが、このページに記載してあります 42 号から間米 54 号。1枚、はねていただきたいと思えます。さらに、このページの 1630、間米 55 号線から 1642、間米 67 号線。さらにはねていただきまして、上段の 1643、間米 68 号から中段以下、少し下になりますが、1081、間米4号でございますが、これは間米土地改良区の換地が終わりまして、この区域内の道路管理移管を受けるものでございまして、1枚はねていただきまして、附図1がつけてございますが、図面がちょっと小さくて非常に見にくくて申しわけありませんが、実線太線の部分の管理移管を受けるものでございます。

それから、そのページの 3413、前後南 34 号、それから 3414、前後南 35 号、4021、前後南 36 号でございますが、図面をもう1枚はねていただきまして、附図2をごらんいただきたいと思えますが、前後駅南、前後駅から南の方向の桜ヶ丘沓掛線でございますが、従前はこの桜ヶ丘沓掛線の側道ということで一緒に管理をしておりました。

場所をご案内のように、これは高架になっておりまして、一緒に管理をしておりますが、実情に合わせて上下分離しておりますので、それぞれ側道ということで、実情に合わせた管理をするもので、新たに認定をするものでございます。

それから戻っていただきまして、一番最後でございますが、1649、二村台 79 号でございますが、一番最後の附図3をごらんいただきたいと思いますが、唐竹小学校のすぐ東でございますが、これは開発に伴いまして、その通りの道路移管を受けるというものでございます。

終わります。

No.79 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 39 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.80 ○総務部長(山本末富君)

議案第 39 号 豊明市税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからでございます。

今年の市税条例の改正は、大きく申し上げますと4点ございます。

皆様の机上には改正の概要が配付してございますので、これも参考にさせていただきたいと思っております。

まず、1点目は、市民税の中の証券税制でございますが、上場株式等の譲渡益、配当に係る軽減税率が、平成 21 年以降はもとの 20%に戻ることや、上場株式等の譲渡損失を上場株式の配当との間で損益の通算ができるようになること。

2点目は、介護保険や後期高齢者医療と同様に、個人住民税にも公的年金からの特別徴収制度が始まります。

3点目は、公益法人制度改革に伴っての改正で、法人市民税の均等割は公益社団法人や公益財団法人などは最低税率を適用することなど。

4点目は、固定資産税の中の住宅税制で、省エネ改修を行った住宅に係る軽減措置が創設されました。

このほか、ふるさと納税を含む寄附金税制の見直しがありますが、この中で県や市が寄附金控除対象団体を条例で指定する必要がありますが、県のこの指定が遅れているため、今回の改正には含まれていませんので、本年度はもう一度、市税条例の改正が予定をされていますので、よろしく願いいたします。

それでは、内容説明に入りますが、字句の訂正や条項の移動のみなど、内容の変更がない部分は割愛させていただきますので、よろしく願いいたします。

では、1ページ後ろをごらんになってください。

まず、上から7行目の第 25 条第1項の改正でございますけれども、公益法人制度改革に伴う改正で、収益事業を行う財団法人、社団法人には、法人割を課することの規定であ

り、7行下になりますけれども、次の第30条第2項の改正も、公益法人制度改革に伴う改正で、今まではそれ以外の法人の中に入っていたものをはっきりと明文化し、均等割は最低税率の5万円の税率になること。

また、表は今まで税率の高いほうから低いほうに並んでいたものが逆になり、低いほうから高いほうへと変わりました。

表が3ページにわたっておりますが、表の終わりの次のページをお願いいたします。

初めから言いますと4枚目のページになりますが、中段に第45条の2がありますが、この第45条の2から3ページ後の第45条の6までは、公的年金から市民税が特別徴収できることを規定した条文であります。

対象者は65歳以上で、平成21年10月から特別徴収が始まること。老齢等年金給付額が18万円未満の者は除外となること。

年金の支払者が特別徴収義務者となること。

特別徴収した市民税は、翌月の10日までに納入すること。

また、転出とか死亡により、公的年金から特別徴収がされなくなったときは、普通徴収ができることなどが規定されております。

次は、第45条の6から2枚下になりますが、初めから言いますと9枚目になりますけれども、上から8行目に附則第7条の3第3項がありますが、この附則第7条の3第3項の改正は、税源移譲により所得税から住宅ローン控除が引き切れなかった場合、住民税から控除するものでございますが、この申請期間の延長があり、納税通知書が送付された後でも、やむを得ない理由があるときは認められることとなりました。

次のページ、上から4行目の8項の法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅と書いてある部分がございますが、これが今回の固定資産税の改正の中心でございます。

省エネ改修住宅、窓の改修を含む床などの断熱工事を行った場合、申請をすると翌年の税額が120平米までが3分の1減額となります。

次の附則第18条の3の改正は、上場株式等に係る配当所得について、3%の利率による申告分離選択課税が創設されたことなどが規定されております。

2枚、次になりますけれども、2枚下をお願いいたします。

下から8行目に第19条の3 削除がありますが、この第19条の3は譲渡所得の特例として、国税を含めて10%の軽減税率を廃止するものでございます。

次のページをお願いします。

上から13行目の附則第19条の5に第1項から第3項までとして次の3項を加えるとありますが、この附則第19条の5の改正は、上場株式等に係る譲渡損失と配当所得の間で損益通算の規定でございます。

2ページ後ろをごらんになってください。

ページの真ん中に第21条がございますが、この改正は公益法人制度改革により、民法第34条の法人、社団法人であるとか財団法人でございますけれども、が、公益社団、公

益財団への移行期間の21年度から25年度までは、固定資産税は非課税となる規定でございます。

次からは附則でございます。ここから最後のページまでは、それぞれの施行期日を定めたものでございます。

施行日としましては公布の日から。

ただし、次の各号に掲げる規定は、そこに定められた日から施行するものでございます。

主なものとしては証券税制で、上場株式等の譲渡益配当に係る軽減税率の廃止は、平成20年12月31日。損益通算の仕組みの導入は平成22年1月1日。新制度へ移行の特例措置は平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間。

公益法人関係は平成20年12月1日。公益年金からの特別徴収制度は平成21年4月1日。固定資産税の公益法人制度改革への対応は平成20年12月1日でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

No.81 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第40号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.82 ○総務部長(山本末富君)

それでは、議案第40号 豊明市都市計画税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出しますのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからでございます。

それでは、内容をご説明しますので、次のページをお願いいたします。

まず、第1条の改正でございますが、上から3行目の第2条第2項の改正は、参照条項でございます地方税法第349条の3、これは課税標準の特例を規定した条文でございますが、この中の第25項から第28項及び第34項の5項が削除されたための項ずれの改正でございます。

次に、附則第16項の改正は、同じく参照条項でございます地方税法附則第15条、これも課税標準の特例を規定しました条文の第12項、第15項、第18項、第28項、第29項の5項が削除されたための項ずれの改正でございます。

次に、第2条の改正でございますが、附則第16項の改正でございますが、字句の修正と追加の第61項は、公益社団法人、公益財団法人が重要無形文化財の公演のために所有する施設の規定を加えたものでございます。

附則といたしまして、施行日は公布の日から。

ただし、第2条の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から、平成20年12月1日でございます。

第1条の規定による改正後の規定は、平成20年度以降の年度分の都市計画税に適用し、第2条の規定による改正後の規定は、平成21年度以降の年度分の都市計画税について適用します。

なお、第2条の条例の改正でございますが、第1条の条項の項ずれの改正を行ってから、改めて第2条の改正を行うのが一般でございますが、今回、地方税法の改正が、第1条、第2条の形式で改正されておりますので、地方税法の改正にあわせて、このような形式の改正となりました。

以上でご説明を終わります。

よろしく願いいたします。

No.83 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第41号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷健康福祉部次長。

No.84 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

それでは、議案第41号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出しますのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い改正の必要があるからであります。

1枚おめくりください。

本文のご説明に入ります前に、今回の主な改正点につきましてご説明を申し上げます。

なお、お手元に参考資料、資料No.2を配付してございますので、あわせてご参照いただきたいと思っております。

本改正条例は、第1条と第2条の2つの条からなっております。

本文、5枚目をごらんください。

本文5枚目、下から6行目でございますが、6行目に第2条がございます。その前までが、すべて第1条であります。この第1条と第2条のそれぞれの改正内容につきまして、簡単にご説明を申し上げます。

まず、第1条は、地方税法等の改正に伴いまして、改正をするものであります。主な改正点は2点あります。

1点目は、本年4月に後期高齢者医療制度が施行されたことに伴いまして、国民健康保険税が従前の医療費に充てるための医療分から分かれて、新たに後期高齢者への支援分が創設されましたので、現行の税率、税額並びに課税限度額を医療分と支援分にそれぞれ区分をするものでございます。

2点目が、同じく後期高齢者医療制度の施行分に伴いまして、国民健康保険税の激変緩和措置を設けるものでございます。

続きまして、第2条の改正内容であります。第1条で改正をいたしました国民健康保険税条例の課税限度額を引き上げるものでございます。

お手元の参考資料の右から2行目が第1条に係る改正内容、一番右の行が第2条に係る改正内容であります。

それでは、改正内容を順次ご説明をいたします。

本文、1枚目をごらんください。

本文、上から6行目の後半部分であります。『「及び後期高齢者支援金等課税額」を加え』とありますのは、支援分を新たに加えるものであります。

その次の同条第2項は、医療分の課税限度額「52万円」を「42万円」に改めるものであります。

さらにその下、第3項の4行目、後半部分であります。後期高齢者支援金等課税額、いわゆる支援分の課税限度額を10万円とするものであります。

続きまして、その下の第3条から第5条の2につきましては、保険税のうち、支援分と区分をしました医療分につきまして、その税率、税額を定めるものであります。

まず、第3条は医療分の所得割の率、「100分の7.0」を「100分の5.6」に改めるものであります。

第4条は、同じく医療分の資産割の率、「100分の41」を「100分の32.8」に、第5条は均等割の額、「1万9,800円」を「1万5,800円」に、それぞれ改めるものであります。

続きまして、第5条の2は医療分の世帯別平等割額、いわゆる世帯割であります。特定世帯につきまして激変緩和措置を設けております。

この特定世帯と申しますのは、同一世帯の国保の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、単身国保世帯となる場合、例えばご夫婦で国保に加入してみえまして、ご主人が後期高齢者医療に移行したために、奥さんのみが国保に残ったような場合であります。このような世帯の世帯割を5年間、半額にするものであります。

それでは、1枚おめくりください。

上から2行目ではありますが、今申し上げました特定世帯以外の世帯の医療分の世帯割額が1万6,300円、特定世帯がその半額の8,150円であります。

続きまして上から6行目、第21条は国民健康保険税条例の減額規定であります。国民健康保険税は低所得者の人に対しまして、その所得に応じて均等割、世帯割を6割軽減、または4割軽減をする減額規定が従前よりありますが、その軽減額を同じく医療分と支援分に

区分をするものであります。

まず、6割軽減分についてであります。上から10行目、6割軽減の医療分の均等割額「1万1,880円」を「9,480円」に改めるものであります。

その下、イにつきましては、6割軽減の医療分の世帯割額を9,780円に、特定世帯をその半額の4,890円に定めるものであります。

その下のウとエにつきましては、同じく6割軽減の、こちらは支援分の均等割、世帯割の額を定めるものであります。

続きまして下から6行目、第21条第2号につきましては、先ほどの6割軽減に対しまして、同じく4割軽減分について、それぞれ区分をするものであります。

1枚おめくりください。

上から11行目であります。第21条を第23条に2条繰り下げ、以下、順次、2条ずつ繰り下げるものであります。

1枚おめくりください。

上から8行目であります。第6条から第7条の3までは、支援分の税率、税額を新たに定めるものであります。

続きまして、附則の改正であります。

下から8行目であります。まず附則第2項は、特定同一世帯所属者に対する特例措置であります。

これは後期高齢者医療へ移行した後も、引き続き同一世帯にみえる方につきまして、軽減判定の際に5年間、従前同様の年金控除の特例を設けるものであります。

1枚おめくりください。

以下、各附則につきましては、すべて特定同一世帯所属者を加えまして、軽減措置等で不利益にならないよう5年間、従前と同様の課税の特例を設けるものであります。

続きまして、下から6行目であります。本改正条例の第2条であります。第2条は、第1条で改正をいたしました豊明市国民健康保険税条例のうち、課税限度額を引き上げるものであります。

医療分の課税限度額「42万円」を「46万円」に、支援分の限度額「10万円」を「11万円」に、介護分の限度額「7万円」を「8万円」に、それぞれ改めるものであります。

1枚おめくりください。

附則であります。施行期日、この条例は公布の日から施行するものであります。

ただし、第2条の課税限度額の引き上げの規定につきましては、平成21年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第41号 豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

No.85 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 42 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

近藤消防長。

No.86 ○消防長(近藤和則君)

議案第 42 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

提案理由といたしましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い必要があるからであります。

まず、今回の改正でございますが、非常勤消防団員等の公務災害補償基礎額の給付加算額を引き上げる改正でございます。現行は配偶者を除く扶養親族の給付加算額、「200 円」であったものを「217 円」に引き上げるものでございます。

1枚はねていただきまして、内容の説明でございますが、3行目の第5条第3項中、これは補償基礎額を定めた条文でございます。また、「又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等」を、「若しくは」から1行飛んだ「応急措置従事者」に改めるのは、消防作業従事者等に含まれる者を明確化した改正でございます。内容に変わりはありません。

「200 円」を「217 円」に改めるのは、公務災害補償基礎額の給付加算額を 17 円、引き上げる改正でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成 20 年4月1日から適用するものでございまして、2項は経過措置でございます。

終わります。

No.87 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 43 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.88 ○総務部長(山本末富君)

議案第 43 号 豊明市土地開発公社定款の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出するのは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、公有地の拡大の推進に関する法律及び民法が改正されるため、必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、次のページをお願いいたします。

定款の第7条第5項は、土地開発公社の監事の職務及び権限を定めた条文でございます。

今までは、監事の職務は民法第 59 条に規定されておりましたが、第 59 条が廃止される

のに伴い、この規定は公有地の拡大の推進に関する法律の第 16 条第 8 項に規定されますので、該当部分を改正するものでございます。

附則といたしまして、この定款は、前ページの説明に書かれています法律の施行日でございます、平成 20 年 12 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.89 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 44 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.90 ○総務部長(山本末富君)

議案第 44 号 平成 20 年度豊明市一般会計補正予算(第 1 号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 592 万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 171 億 5,052 万円とするものでございます。

それでは、歳出よりご説明をいたしますので、6 ページ、7 ページをお願いいたします。

まず、第 2 款 総務費の一番上、財政管理事務事業でございますが、地方公営企業等金融機構出資金 320 万円。

これは平成 20 年 10 月 1 日に公営企業金融公庫が廃止され、地方公共団体が共同して新たに地方公営企業等金融機構を設立することが決まりました。

今まで金融公庫に国が出資しておりました 166 億円につきましては、国庫に返納され、新たに設立する機構の出資金は地方公営企業等金融機構法第 4 条において、県・市・町村の地方公共団体が出資することとなっており、その本市の負担分でございます。

続きまして、第 9 款の消防費、災害対策事務事業でございますが、災害対策事務事業のコミュニティ助成金 90 万円の補正につきましては、財団法人自治総合センターの宝くじの普及広報事業での全額補助事業で、助成を受けるのは上高根の自主防災会で、平成 15 年の設立以後、積極的に活動しており、今回さらに資機材の充実を図るため、申請が認められたための補正でございます。

続きまして、第 10 款の教育費の教育振興事業、まず、あいち・出会いと体験の道場推進事業委託料の 68 万円は、3 中学校の 2 年生を対象に、働くことの意義や責任感、言葉遣いなど、社会性を身につけるため、地元の商店や企業、公共施設の人を講師に職場体験を実施するもので、全額県費の事業でございます。

次の学校評価の充実・改善のための実践研究事業委託料 114 万円は、学校評価の充実・改善のための実践研究事業で、こちらも全額県費事業でございます。

各学校が教育活動や学校運営全般について具体的な目標を定め、その達成を検証評価するプラン・ドゥー・チェック・アクション、PDCA システムを構築し、開かれた学校、信頼

される学校、特色ある学校を目指し、学校、家庭、地域の連携を強化するものでございます。

それでは、歳入のご説明をいたしますので、4ページ、5ページをごらんになってください。

まず、第14款の県支出金の中の教育振興費委託金182万円でございますが、歳出のところでもご説明いたしましたように、あいち・出会いと体験の道場推進事業に対する委託金が68万円。学校評価の充実・改善のための実践研究事業に対する委託金が114万円でございます。

次に、第18款の繰越金でございますが、歳出の第2款 総務費の財政管理事務事業の地方公営企業等金融機構出資金の320万円の財源に充てるため、前年度の繰越金を320万円増額するものでございます。

次に、第19款の諸収入の雑入、こちらのほうは自主防災組織自治総合センター助成金の90万円。これは歳出のところでもお話ししましたように、上高根の自主防災事業のコミュニティ助成金90万円に当たるものでございます。

以上でご説明を終わります。

No.91 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第45号について理事者より提案理由の説明を求めます。

三治経済建設部次長。

No.92 ○経済建設部次長(三治金行君)

それでは、議案第45号 平成20年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)をご説明いたします。

1枚おめくりください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,990万円とするものでございます。

歳出から説明いたしますので、7ページ、8ページをお開きください。

1目 元金でございます。1 公債費元金償還事業、長期債元金2億6,200万円増でございます。

これは国の公的資金補助金免除繰上償還によりまして、繰上償還を行うものでございます。金利の高い5本のうち、金額も低く、残年数の少ない2本につきましては、現予算で行いまして、残り年数の多い3本につきましては、借換債を利用して繰上償還をするものでございます。

次に、歳入の説明をいたしますので、5ページ、6ページをお開きください。

1 下水道事業債、2億6,200万円につきましては、繰上償還による新たな借りかえをす

るものでございます。

4ページをお開きください。地方債の追加であります。

下水道事業借換債、限度額といたしまして2億 6,200 万円。利率といたしまして、6%以内でございます。

ご説明を終わります。

No.93 ○議長(堀田勝司議員)

以上で日程8を終わります。

この際、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員派遣の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.94 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長をして議員派遣の件を朗読させます。

神谷議会事務局長。

No.95 ○議会事務局長(神谷清貴君)

朗読いたします。

議員派遣の件。

平成 20 年6月9日

豊明市議会会議規則第 159 条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 友好自治体議員合同研修会

- (1) 派遣目的 住民交流の促進に係る行政施策の実情調査及び議員意見交換
- (2) 派遣場所 愛知県北設楽郡豊根村
- (3) 派遣期間 平成 20 年7月 14 日から7月 15 日(2日間)
- (4) 派遣議員 議員全員

2 尾三九市議会議員合同研修会

- (1) 派遣目的 地方行財政の重要課題に関する研修
- (2) 派遣場所 愛知県尾張旭市
- (3) 派遣期日 平成 20 年8月6日
- (4) 派遣議員 議員全員

3 平成 20 年度全国市議会議長会豪州・ニュージーランド都市行政調査団

- (1) 派遣目的 都市の特色ある施策、都市環境整備、災害対策及びリスクマネジメント等の調査
- (2) 派遣場所 オーストラリア・ニュージーランド
- (3) 派遣期間 平成 20 年 10 月 8 日から 10 月 16 日(9日間)
- (4) 派遣議員 石橋敏明議員
- 以上です。

No.96 ○議長(堀田勝司議員)

ただいま議題となっております友好自治体議員合同研修会及び尾三九市議会議員合同研修会、並びに平成 20 年度全国市議会議長会豪州・ニュージーランド都市行政調査団への議員派遣については、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.97 ○14番(榊原杏子議員)

議員派遣について、反対の討論をいたします。

まず、豊根村との友好自治体議員合同研修会についてですが、前期行われました議会改革推進協議会において、今期からは上松町との間で行ってきたと同様に、隔年で半数ずつの議員が訪問するという形に変更するということが決まっております。

にもかかわらず、いざとなると豊根さんが全員で来てほしいと言ってくれているから、友好が冷えたと思われるといけな、改革協議会は前期のことだなど、理由にならない理由で全員訪問に戻してしまおうとするやり方には、大変不信感を持っております。

海外研修についても、同じく改革協議会の中で内容、方法等を再検討するという結論になったものを、何らの検討も加えないまま、参加をし続けています。

もう対象者がいないと言いながら、予算要求をし、予算がついているからと希望者を募り、権利があるからと参加をする。いつまでもずるとこんなことを繰り返していくのでしょうか。

そんなご時世ではないということで、近隣も含め多くの自治体で議員の海外視察が廃止なり、休止なりをされ出したのは、もう何年も前のことになります。

前期行われました議会改革推進協議会は、その時々々の正副議長を除く全員がメンバーとなっており、意見が一致しないものについては見送ったのですから、そこで見直しとなったものについては、たとえ嫌々だったのであろうが、渋々であったのであろうと、現在の2期目以上の 15 人の議員に関しては、全員が一たんは合意をしたものであります。

みずからもかかわって決めたものを守らず、かといって過去の決定を間違いだったというふうにわびるでもなく、前は前、今は今と簡単に覆してしまうさまは、市民から信頼される

議会とはほど遠い姿ではないでしょうか。

豊根村に行く費用を半分として計算すると19万2,500円、海外1名分が70万円、合計で89万2,500円。前期に決めたとおりにしていれば発生しない費用もかかってまいります。

市民の理解は到底得られようはずもなく、反対といたします。

No.98 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.99 ○13番(前山美恵子議員)

議員派遣の件について、まず1点目の友好自治体議員合同研修会の議員派遣については、議会改革の提案も私もさせていただきましたが、毎年交流の方法の見直しをそろそろしたほうがよいのではないかと思います。

まず、毎年行かなければならない必要性が余り見当たりません。自治体の友好であるなら、まあ議員同士の交流というより、行政と行政の交流が主と考えるわけであります。

ただ、豊根村との交流については、長い歴史もありますので、やはり交流というのなら、議会の代表者とか、それから会派の代表の派遣ぐらいにとどめるのがベストであると考えます。

2については賛成といたします。

3の海外視察については、見聞を広める意味では視察を否定するものではありません。

ただ、実りある視察にするなら、みずから課題を持って、みずから企画をするべきであります。

しかし、今回でも全国市議会議長会の企画であり、派遣場所も既にオーストラリア、ニュージーランドと決まっておき、視察の目的も提案されたものが既に決められておりました。

また、国内を視察することとは違いまして、視察地を回るには移動のロス、2カ国ありますので、日程上のむだな時間帯も多く、これは効率的ではありません。そのために大きな予算を使うことにもなり、市民の目線から見れば、やはり物見遊山とも思われかねないのではないのでしょうか。

以上、1、2、3点、総合的に述べますなら、反対の立場といたします。

No.100 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

杉浦光男議員。

No.101 ○10番(杉浦光男議員)

1番の豊根村との研修会、賛成。2番の尾三九市議会議員合同研修会、賛成。3番の豪州・ニュージーランド研修、反対。

ということでありまして、この1番、2番、3番がセットでくられているので、これをどうするかというふうに考えますと、今までの経緯と諸般の事情によって、理由は簡単にしますけれども、本年度については賛成という立場になります。

しかし、1番、2番、3番をよく見ますと、目的と内容が違う。これをセットでくくること自身に私は問題があると思います。

だから、これをこういう形で今後ともいくなら、研修そのものをどう考えていくかという根本から見直していかなければ、これからはならないというふうに思います。

それで、次に賛成、反対で結論を出さないといけないわけですので、先ほど申し上げましたように、私としては今回については今までの経緯からして、まあ賛成という立場ですが、基本的にはこの海外研修はやめて、やめるいい時期ではないかなというふうに思います。

以上であります。

No.102 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.103 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

友好自治体議員合同研修会及び尾三九市議会議員合同研修会、並びに平成20年度全国市議会議長会豪州・ニュージーランド都市行政調査団への議員派遣については、豊明市議会会議規則第159条の規定により実施することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.104 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議員派遣については、お手元の資料のとおり実施することに決しました。

さらに、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣につきましては、その後の情勢の変化等により変更を生じた場合には、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.105 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま可決されました議員派遣について、変更の生じ

た場合の取り扱いは議長に一任と決しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明6月10日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後零時18分散会

copyright(c) Toyoake City.